

財政運営計画（R5～R7）策定方針

本年度の財政運営計画等について

本市の財政状況については、社会保障関係経費をはじめとする義務的経費が増加の傾向にあり、全体の予算規模は高い水準で推移し、毎年の予算編成において、一部事業の先送りや基金の取り崩し等により、財源不足を補てんする厳しい収支構造が続いている。その結果、公債費や扶助費、施設の維持管理費など経常的な歳出の遡増により、財政構造の弾力性を示すとされる経常収支比率は近年の決算において増加を続けている状況である。

今後は、令和3年度よりスタートした第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」の実現に向けて、「第1期基本計画」の4つのリーディング・プロジェクトを推進していく必要がある一方で、これまで以上に行財政改革に取り組み、効果的な財政運営を進めることが重要である。

以上のことから、本年度の財政運営計画等については、上記の財政状況等を認識し、真に必要な事業の検討や実施時期の見直しを含めた事業の必要性の検証を行うこと。なお、新規・継続を問わず事業実施が保留となることも想定した審査となる旨、留意のこと。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

- ・財政運営計画（以下「本計画」という。）は、総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

(2) 計画の期間

- ・本計画の期間は、令和5年度から7年度までの3年間とする。
（現計画（令和4年度～令和6年度：以下省略）を時点修正する。）

(3) 計画の運用方法

- ・本計画は固定方式により運用する。⇒「2. 対象事業」を参照
- ・なお、計画の背景となる社会経済情勢の変化や事業実施における課題の状況等に応じて、毎年度必要な見直しを加える。

(4) 計画策定の考え方

- ・本計画は、原則として現時点における可能な限りの情報をもとに作成する中・長期の財政フレームの限られた財源の範囲において作成する。
- ・既に計画された事業であっても時代のニーズを適宜反映し、必要な見直しを積極的に行いながら、最も事業効果が高く、その成果を市民へ早期に還元できるよう戦略的な事業見直しを行う。
- ・本計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策論議を通じて事業の優先順位を判断するため、本計画とは別に『重点政策マネジメント事業』の審査・調整を行う。

2. 対象事業

(1) 財政運営計画

現計画を固定した上で今後4年間（令和5年度から令和8年度）に行う必要のある事業で、以下の①②のいずれかに該当するもの。

本計画は固定方式としているため、【新規事業】については原則として令和7年度以降とすること。ただし、国・県等の制度の改正や、事業承認により新たな財源の確保が得られる事業は、令和5年度を起点とすることが出来る。（固定方式の例外）

なお、本計画への計上は3年間（令和7年度まで）である。

- ① 【継続事業】…現計画に計上されている事業
- ② 【新規事業】…総額（基本計画から事業完了まで）が1億円以上のハード事業（単なる修繕工事を除く。）

※本計画については、議会はもとより全市民へ公表されるものであることを留意の上、各部局の責任において十分に内容等を精査すること。

(2) 重点政策マネジメント事業

本計画対象事業（上記（1））以外で、今後4年間（令和5年度から令和8年度まで）に行う必要のある事業で、以下の①～③のいずれかに該当するもの。

なお、対象を事業実施の有無や制度設計等について政策論議が必要なものに限定しているところであり、要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めないので留意のこと。

- ① **【新規事業】**…全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上のソフト事業、および1千万円以上1億円未満のハード事業（修繕は1億円以上可）。施設の新築・増築に伴い発生するランニングコストの増加等を含む。ただし、以下のリーディング・プロジェクトのいずれかに該当する事業のみを対象とする。

＜リーディング・プロジェクト＞
「未来を担う子ども育成プロジェクト」
「地域の支え合い推進プロジェクト」
「にぎわい・再生プロジェクト」
「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」

※ 事業計画については、第6次草津市総合計画の内容を踏まえたものとする。

- ② **【理事者より政策議論が必要とされた事業】**…「令和4年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業のうち、全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上の事業

※健幸都市づくり・地域共生社会に関する必要な施策・事業については、令和4年4月15日開催の健幸都市づくり推進本部会議において、本部長から指示のあったとおり、健康福祉部が中心となって事業の立案を検討することとし、全体事業費が1千万円未満であっても対象とするので、別途示される健康福祉部の通知を参照すること。

※ゼロカーボンシティくさつに関する必要な施策・事業については、令和3年度に、議会と共同で気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言を行ったことから、環境経済部が中心となって事業の立案を検討することとし、全体事業費が1千万円未満であっても対象とするので、別途示される環境経済部の通知を参照すること。

- ③ 【継続事業】…平成30～令和3年度の重点政策マネジメント事業および直近の総務部枠外協議経費等として措置された事業のうち総務部にて重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業

・【継続事業】の区分について

枠配分経費……事業費に増減の少ない継続的な事業（扶助費含む）

枠配分外経費…経常的な事業、人件費等であるが、年度により事業費の増減があり、枠配分になじまない事業

重点政策マネジメント事業対象経費

…事業実施にあたり課題があり議論すべき事業

※ ただし、枠配分経費、枠配分外経費に区分した事業であっても、令和5年度以降に拡充すべき事業であれば、当該拡充部分が上記①・②のいずれかに該当する場合に限り、重点政策マネジメント事業としての要求を可とする。

※ 平成30年度から令和3年度までの重点政策マネジメント事業および令和4年度当初予算にて措置された直近の総務部枠外協議経費等の区分については別表のとおりとする。

※ 枠配分外経費に区分した事業については、各事業の令和5年度調整額を上限として当初予算要求を可とし、事業間における調整額の流用は不可とする。また、当該上限額を超えた分は枠配分経費で対応のこと。

3. 各種計画等との整合

(1) 草津市総合計画

第6次草津市総合計画第1期基本計画の内容を踏まえるとともに、別途、総合政策部において実施される施策評価の内容を反映し、本計画との整合性を十分に図ったものとする。

(2) 草津市健幸都市基本計画

個人や地域の健康づくりに加えて、産学公民の連携、健康産業の振興、都市計画や公共インフラ整備の観点からの健康へのアプローチなど、健幸都市の実現を目指した事業展開を図ること。

(3) 気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言

令和3年度に、議会と共同で気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言を行ったことから、「ゼロカーボンシティくさつ」の実現に向けて具体的な脱炭素施策の展開を図ること。

(4) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

近い将来訪れる人口減少局面で生じる様々な課題を最小限に食い止めつつ、人口減少対策および地方創生に資する取組の考え方を示す総合戦略の視点を踏まえたものとする。

(5) 草津市公共施設等総合管理計画

当該計画に基づき、公共建築物の新設、更新等にあたっては、PPP/PFI手法の活用や民間活力の導入等の可能性の検討を行うとともに、既存施設の統廃合等を前提として施設整備等の検討を行うこと。

なお、公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、令和17年度末の計画期間終了時における人口一人あたりの公共建築物延床面積を計画策定時の値である $2.6 \text{ m}^2/\text{人}$ 以下に維持することについて、留意のこと。

また、当該事業の必要性や目的妥当性、ライフサイクルコスト等について、十分な検証を行うこと。

(6) 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

徹底した歳出削減や「スクラップ・アンド・ビルド」を行うことにより、主体的に部内予算のマネジメントを行い、部長自らが経営感覚を持って、事業の選別を厳しく行うこと。なお、働き方改革の目指す姿と取り組み内容を示した「Kusatsu Smart Project II」においても、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取り組みの一つとして、「スクラップロードマップの推進」が位置付けられていることに鑑み、本計画および重点政策マネジメント事業の要求にあたり、新規・拡大事業を要求する場合は、必ず様式3（業務見直し工程表（スクラップロードマップ））を提出すること。

・提出様式

提出様式の記載方法は、別添の『各様式記載要領』および「業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R 5～R 7）策定方針」を参照すること。

	提出書類
財政運営計画	【様式1】
重点政策マネジメント事業	【様式2】
業務見直し工程表（スクラップロードマップ）	【様式3】

(7) その他計画

今年度において計画を策定し、令和5年度以降に事業展開を予定しているものについては、事業内容が当該計画と整合性のとれたものとなるように十分留意のこと。

4. 予算編成等との関係

(1) 予算要求

・本計画および重点政策マネジメント事業に未計上であって、「2. 対象事業」に該当するものについては、原則として予算要求を認めない。

(2) 予算配分枠

・枠配分額と本計画、重点政策マネジメント事業および業務見直し工程表（スクラップロードマップ）との関係は、以下の①②③のとおりとする予定なので留意されたい。

① 財政運営計画

・本計画に計上した事業費の一般財源は、市としての優先的施策であることから、枠配分外経費として各部への予算枠配分前に優先的に確保する。

② 重点政策マネジメント事業

・重点政策マネジメント事業において措置された事業費の一般財源は、昨年度と同様に枠配分外経費として取り扱うものの、予算編成時点の財政フレーム上の不足額の状況を勘案した上、重点政策マネジメント事業の査定状況に応じて要求部における予算配分枠から一定程度を直接減額するので留意

のこと。(別添「令和4年度財政運営計画事業・重点政策マネジメント事業
審査結果・予算見積対応表」参照のこと)

③ 業務見直し工程表 (スクラップロードマップ)

- ・各部署の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部署のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

(3) その他

- ・本計画等の作成にあたって、指示事項として提示された内容については、予算要求時までには必ず整理しておくこと。
- ・財政運営計画および重点政策マネジメント事業は、予算見積時の上限を定めるものであって、予算措置を担保するものではないので留意すること。

5. 提出において留意すべき事項

(1) 昨年度指示事項への対応

- ・昨年度に計画に計上されなかった事業については、当時の内示における指示事項の解決を図った上で提出すること。
- ・継続事業を提出する場合は、令和3年度の決算および令和4年度予算措置等を反映するものとし、予算編成時の課題などがある場合は、必ずその解決を図るとともに解決策を提示すること。
- ・昨年度指示事項および解決策については、様式1、2の「実施に当たっての課題・問題点」の欄に記載すること。

(2) 財源の確保についての情報収集

国庫支出金、県支出金等の特定財源の確保に努め、財源の動向には細心の注意を払い、情報収集に努めるとともに、新たな補助金等を含め、積極的な財源取り込みにより、可能な限り市の財政負担の抑制を図られたい。

(3) その他

- ・財政運営計画事業の要求にあたっては、将来の財政的な影響を把握するため、施設整備費に加えて、施設整備後のランニングコストについても、明示のこと。
- ・重点政策マネジメント事業における新規・拡大事業については、既存事業

の廃止・見直しによりその財源を捻出することとする。

- ・各部局の主体的なマネジメントによる事務事業の点検を引き続き実施し、事務事業の改革・改善を図ること。
- ・事務の効率化やコスト削減を図る手法の一つとして、アウトソーシング等の積極的な活用について検討を行うこと。
- ・複数の部局に関連する事業にあっては、関係部課相互において十分に協議・調整を図ること。
- ・新規・拡大に関わらず、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、業務量の増加に伴う執行体制への影響については、既存事業の廃止や効率化によって対応すること。ただし、各部局内での検討の結果、事業の実施に伴い、やむを得ず会計年度任用職員の任用等が必要な場合は、事業費の積算に当該職員費を含めて計上することとし、総合政策部（職員課）にも様式・資料等を提出すること。なお、本計画および重点政策マネジメント事業の対象事業であって、関連する職員費の計上がない場合は、原則として予算要求を認めないので留意のこと。

6. 今後のスケジュール（予定）

5月19日（木）	部長会 通知
6月21日（火）	提出期限（厳守）
6月下旬～7月中旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
7月下旬～8月上旬	部長間調整
8月中旬～8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬（調整中）	議会報告・市民への公表